京都市外国人留学生
国民健康保険料補助事業への申し込みについて

財団法人京都市国際交流協会（http://www.kcif.or.jp/）から本学の学部および大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生（在留資格「留学」を持つ学生）に対し、国民健康保険料補助の申請受付の案内が来ました。
つきましては、次の３つの条件

① 補助金支給日（2016 年 7 月中旬）までに京都市内に在住していること
② 京都市の国民健康保険に 6 ケ月以上加入していること
③ 国民健康保険料を納付していること

を満たし補助を希望する留学生は、3 月 31 日（木）までに財団法人京都市国際交流協会京都留学生情報サイト（http://www.kcif.or.jp/ryusite/index.html）から「留学生国保補助」の申請を行い、

学生部に
(1)銀行口座振込依頼書[様式３]
(2)国民健康保険被保険者証（写し）[様式４]
(3)申請完了画面のコピー

を 3 月 31 日（木）までに提出してください。

なお、補助金を振り込む金融機関は、「ゆうちょ銀行」に限ります。
また、学生部へ提出する所定用紙［様式３・様式４］は、ホームページからダウンロードできます。

※2015 年 9 月に申請をした人は、今回申請する必要はありません。

2 月 28 日　学生部